

日液協第28～72号  
平成28年11月17日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会  
事 務 局

平成28年度METI・ガス安全室立入検査結果（第2四半期分）について  
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の立入検査（第2四半期分）の結果が11月15日付け  
でHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、担当官による口頭注意が2件と  
なっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営  
業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため  
適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

**経産省ホームページ掲載アドレス**

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2016/11/281115-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/11/281115-1.html)

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

## 平成28年度立入検査等の結果について(第2四半期分)

### ○立入検査の結果

	立入時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成28年7月27日 (水)	ジクシス株式会社	石岡研修所	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>液化石油ガス設備士指定養成施設を指定した際(平成27年12月10日付け 20151030商第38号)に付した条件、及び、自社で定めた「液化石油ガス設備士講習及び修了試験実施要領」に鑑み、次の事項が確認されたことから、改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○書類等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習カリキュラムには、講習科目毎に時間と講師名を適切に記載し、記録として保存すること。</li> <li>・講習受講者出席簿には、実際に講習が行われた時間のみ出欠管理を行うほか、実際の講習時間と整合を取るよう適切に管理すること。</li> <li>・講習修了証は、自社で定めた「液化石油ガス設備士講習及び修了試験実施要綱」に基づき適切に交付すること。</li> </ul> <p>○修了試験について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能試験は、配管理論等全ての講習が修了した後に実施すること。</li> <li>・技能試験の採点表の様式は、合否判定基準の項目と整合を取ること。</li> <li>・採点方法について、高圧ガス保安協会の合否判定基準に基づき適切に行うこと。</li> </ul>
2	平成28年8月5日 (金)	大陽日酸ガス& ウェルディング 株式会社	徳島支店	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成28年8月26日 (金)	岩谷マルキガス 株式会社	テレセーフ センター 東日本	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○保安業務の委託契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガス販売事業者との保安業務委託契約書について、液石法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がないものが一部確認されたことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(平成26年10月22日付け 20140901商局第3号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ内容として、契約書を整備すること。</li> </ul> <p>○帳簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液石法第81条第1項の規定により事業所において整備し、保存する帳簿について、電磁的方法により記録したものを保存していたが、同法施行規則第131条第2項に規定する記載事項が別々に記録・保存されていたので、帳簿として整備し保存する方法を見直すこと。</li> </ul>

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反等についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反等についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。